

## 耐震改修工事の中間検査について

- 1 検査の工程は下表のとおりとする。※工事内容により別途指定する場合有。
- 2 中間検査の申請は、検査工程に達する4日前までに行うこと。
- 3 検査には、工事監理者が立ち合いこと。
- 4 検査を受けるにあたり、検査に必要な用具、構造体の出来形寸法の表示等、その他必要な用具等及び資料を準備又は提出すること。
- 5 検査において検査員が破壊検査を行う必要があると認めたときは、助成事業者又は工事監理者に破壊検査を行うこと。

## 耐震改修の中間検査工程

	工 種	検 査 内 容
1	鉄骨ブレース補強	据え付け状況（型枠設置前の状態）
2	RC 壁増設	配筋検査
3	増打ち壁	配筋検査
4	鋼板巻き立て補強	鋼板取付け状態
5	炭素繊維巻き補強	繊維巻付け状態
6	耐震スリットの新設	スリット設置状態（仕上げ前の状態）
7	その他の工法	別途検査員の指示による

- ・中間検査では、上記の工種が複数ある場合、主要な工種（区が指定するもの）を現場検査の対象とすることができる。
- ・工種の工事箇所が複数ある場合は、最初に検査内容が確認できる箇所について実施する。

## 中間検査申請必要書類一覧

1. 工事中間検査申請書（第14号様式）
2. 工事監理報告書（第15号様式）
3. 施工写真
4. 検査箇所の構造体の出来形寸法の表示、その他必要な資料  
（資料は事前提出を行うか、検査当日現地確認により確認とするか事前に区へ相談すること）